

妙高市立妙高高原南小学校いじめ防止基本方針

妙高市立妙高高原南小学校

はじめに

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

当校では、職員一人一人が「いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得る深刻な人権問題」であると認識し、「いじめを決して見逃さない」という意識を共有して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）に連携・協力して取り組む。

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の第12条の規定に基づき、この「妙高市立妙高高原南小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

なお、この学校基本方針は、「いじめ防止対策推進法」および令和2年に制定された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」に基づいて策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係*にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響*を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にけんかのように見えることでもいじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条

(1は、上記いじめ防止対策推進法第2条に同じ)

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

(2) いじめの実態に関する認識

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断にあたっては、行為が起こったときにいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認するだけでなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。本人がいじめを否定したとしても、表情や様子をきめ細かく観察するとともに、特定の職員の

みによることなく組織的な対応により、総合的に判断することが大切である。

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ不登校対策委員会」へ報告するとともに、職員で情報共有することは必要になる。

また、SNS 等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知ったときにいやな思いをする可能性が高い場合も「いじめ類似行為」とし、いじめと同様に対応する必要がある。インターネット等を介して見つけにくくなっているいじめを見逃さないようにすることが求められている。

(3) 基本理念

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与える。また、最悪の場合には、生命に重大な危機を生じさせるおそれがある。

従って当校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、児童生徒とともに解決を図る。同時に、全教育活動を通じた人権教育、同和教育の実施、豊かな感性を育む教育の充実、更には保護者、地域といじめの防止等への協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

(4) いじめの防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめの防止等の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校いじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と啓発を行う。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止のため、児童・保護者が情報モラル等を学ぶ機会を設定する。

2 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 設置の目的

法第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、「いじめ対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

※22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(2) 構成員

校長を長として、教頭、生活指導主任、養護教諭他複数の教職員及びスクールカウンセラー等(心理・福祉等に関する知識を有する者)を基本と、校長が指名するものとする。

(3) 役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を進める上で

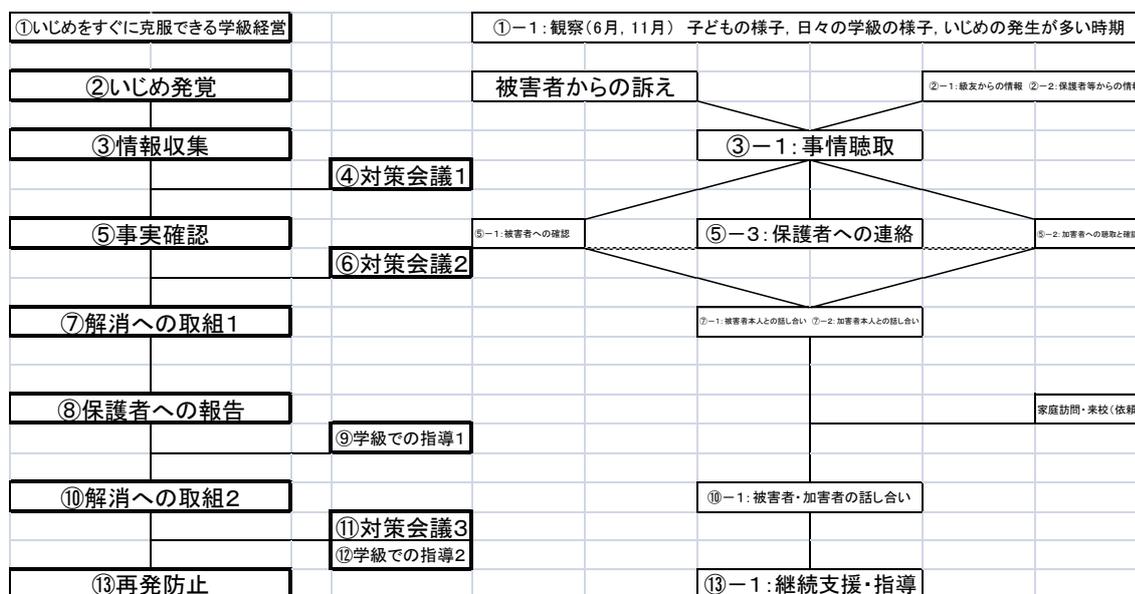
中核となる。

イ いじめの通報並びに相談役となる。

ウ いじめの疑いに関する相談や問題行動などに係る情報を収集・整理する。

エ いじめの疑いに関する情報があったときには速やかに会議を招集し、情報の迅速な共有、児童生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制、対応の方針の決定、保護者との連携等について校内の中核となってその対応にあたる。

3 支援・指導の流れ



4 支援・指導のポイントと留意点

① いじめを克服できる学級経営

1: 観察 (6, 10月…QUテストと教育相談, それ以外の月…児童アンケート)

いじめが発生しやすいとされる6月と10月にQUアンケートを実施し、その結果を踏まえて教育相談を行う。その際、次の点に留意する。

- ・ 教師側に、人間性尊重の視点と、子どもの心理理解が備わっていることが大切。
- ・ チェック事項に示すようなしぐさや行動特徴がある場合は、いじめを受けているか、個人的な悩みをかかえている証拠と考えられる。すぐに、コミュニケーションを深めたり声をかけたりする必要がある。
- ・ 何でも「いじめ」を疑ってアプローチすると、思春期のプライドを傷つけるのでそっとしておくなどの丁寧な配慮が必要な場合がある。

それ以外の月には児童アンケートを実施し、児童からの情報を収集しながら、人間関係の変化を見取る。また、いじめは絶対にしてはいけないこと、いじめを許さないという意識の啓発を図る。

②いじめ発覚

②-1: 級友からの情報

- ・ 級友など、周囲の子どもたちから情報提供があったとき、その勇気ある行動を誉め、できる限り具体的な事実を聞く。また、話を安易に広めないように指導する。

②-2: 保護者からの情報

- ・ 被害者の保護者への対応は、保護者の不安や不満を謙虚に受け止め、問題を軽視することなく誠意をもって対応にあたる。家庭訪問を多くするなど、こまめに連絡を取り合い信頼の回復に努める。

- ・ 加害者の保護者への対応は、保護者の心情を理解することに努め、協力関係を強化する。また、機会あるごとに話し合いを十分に行い、感情的なトラブルに発展しないように留意する。
- ・ 必ず家庭訪問して直接話を聞く。また、早急に経過を報告することを伝える。

③情報収集

③-1：事情聴取

- ・ 被害者本人の心情を十分理解しながら、「いつ、どこで、だれが・・・」などできるだけ具体的な状況を聴取する。記録を残し、再確認のための資料にする。
- ・ 情報収集としての事情聴取は、被害者や情報提供者が親しくしている子どもたちから個別に教室外で話を聞く。「いじめ」や「ふざけ」を見かけたことがあるか、それは「いつ、どのようなことであったか」など、具体的な事実を聞くようにする。

④対策会議 1

- ・ 内容は、次のことが考えられる。情報の検討、事実確認のための手順、保護者への対応、役割分担等の協議
- ・ 方針等をしっかり決定する。記録を残す。

⑤事実確認

⑤-1：被害者への確認

- ・ 被害者本人が不安から事実を否定する場合、教師は味方であり、最善の努力することを約束するなど伝える。また、本人の親しい友人に聞いてもらうなど工夫して事実を明らかにする。

⑤-2：加害者への聴取と確認

- ・ 加害者が複数人の場合、担当者が別々につき、一人一人の話を聞く。後で、話をつき合わせ、いじめの構造を明らかにする。そのため、不明確な点は再度確認し、記録しておく。
- ・ 加害者が「ふざけや遊び」という場合も、その場ではいじめかどうかの判断はせずに、その内容をきちんと聞いておく。
- ・ 事情聴取は、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。また、一方的な説諭にならないよう、いじめに至った心情とその経過を明らかにするように聞く。

⑤-3：保護者への連絡

- ・ 加害者、被害者への事情聴取や事実確認を実施したことを当日のうちに家庭訪問して、その主旨を必ず伝える。

⑥対策会議 2

- ・ 内容は、次のことが考えられる。情報の整理、問題の明確化、教職員の共通理解、解消に向けた方策の検討と決定、役割分担の協議、必要に応じて教育委員会への報告、関係機関との連携
- ・ 情報の整理に当たっては、被害者の訴えと加害者の言い分が食い違う場合もあるので、事実を正確に把握するよう努める。再度の事情聴取も考える。

⑦解消への取組 1

⑦-1：被害者本人との話し合い

- ・ 話し合いは、十分時間をかけ、本人の納得できる方法を講ずる。また、約束事は厳守する。

⑦-2：加害者本人との話し合い

- ・ 加害者が複数人の場合、話し合いは一人一人別々に行う。担当教師も別々にする。
- ・ いじめ行為に対しては、毅然とした態度で指導する。また、強い反発が予想される場合、心情を理解しながら十分に時間をかけて説諭し、反省を促すように話し合う。

⑧保護者への報告

- ・ 被害者の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後の解消への取組について話し合い、了承と協力を依頼する。
- ・ 加害者の保護者には、いじめの具体的な内容や状況、いじめを受けた子どもの心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、了承と協力を依頼する。その際、事実についてなかなか納得してくれない場合、理解を得るために十分時間をかけて話し合う。

⑨学級での指導 1

- ・ いじめを黙認することは、いじめに加担することであり、許されないことであることを指導する。
- ・ 「いじめ問題」によって、学級内の人間関係や雰囲気が悪くならないようにするため、いじめのあった学級には、多くの教師がかかわり、子どもたちの声に耳を傾けるようにする。
- ・ 「いじめは絶対許さない」という教師の姿勢を示し、学校・学級全員の問題として取り組む雰囲気を作り、いじめ防止に向けた取組まで発展するようにする。
- ・ 被害者や加害者のプライバシーの保護からも、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないよう、節度ある言動をするように常に指導する。
- ・ 「いじめ問題」について、秘密にしておくことが学級内の不信感を増幅させるなど弊害をもたらすと予想される場合、被害者・加害者の了解を得て、学級での指導の中で、当人の気持ちに配慮しながら経過等を知らせる。また、級友としてできることを考えさせる。

⑩解消への取組 2

⑩-1：被害者・加害者の話し合い

- ・ 必ず管理職が立ち会う。謝罪だけでなく、本人の不安解消を中心に何度も話し合う。話し合いは、児童同士だけ、保護者同士だけ、児童・保護者同席の場合が考えられる。問題の程度によって判断する。特に、被害者の要望は十分考慮する。
- ・ 加害者本人には、これからの被害者との関係をどうするか、改善すべき言動等についてなど、約束という形にするまで話し合う。
- ・ 保護者間での協議がもたれる場合は、必ず管理職が立ち会う。学校の指導方針等を伝え、保護者同士の協力事項を協議する。保障等の話が予想される場合には、保護者同士が納得するまで、十分に時間をかけて話し合う。

⑪対策会議 3

- ・ 内容は、次のことが考えられる。全教職員への報告と共通理解、事後の支援・指導の取組、保護者への対応、全校児童への指導、学校経営・学級経営の見直しなど
- ・ 再発防止に向けた取組についての協議を行う。

⑫学級での指導 2

- ・ いじめ問題が解消したことを知らせる。また、「いじめは絶対に許されない行為である」ということを再認識させ、「いじめをなくすための方法」や「いじめをださない方法」など、具体的な取組について話し合う契機にする。

⑬再発防止

- ・ 定期的カウンセリングの実施、日常の触れ合い、観察、保護者との連絡を継続して行う。

5 重大事案への対処

(1) 重大事案の発生と報告

①重大事案の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事案とする。

②重大事案の報告

学校は、重大事案であると認知した場合、直ちに教育委員会へ報告する。

※いじめを受けて重大事案に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と判断した場合であっても、重大事案が発生したものとして扱う。

(2) 重大事案の調査

対策委員会は、教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け初期対応にあたる。その後、教育委員会より派遣された専門員と協働し、その対応にあたる。

①いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

被害児童生徒の心の安定を図るため当該児童生徒が信頼を置く教師を伴って、複数で情報収集にあたる。概して、さらなるいじめを警戒して話したが見られることから、児童生徒の心身の安全の確保を最優先して聞き取り調査を行う。同時に在籍児童生徒や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行い、被害児童生徒から得た情報の整合性を図り、事案の全貌把握にあたる。

②いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合には、緊急学年集会等を開き事案を報告した上で、在籍児童生徒や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行う。同時に、被害児童生徒の保護者にも十分な聞き取り調査を行う。収集した情報は照合を繰り返しつつ調査を実施し、事案の詳細な全貌解明に努める。

③いじめが犯罪行為に関わる場合

いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等、犯罪行為にあたる場合、速やかに被害児童生徒の保護者に被害届の提出を依頼し、警察や児童相談所と協力して調査を実施し、事案の全貌解明に努める。

(3) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

対策委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事案関係については、適時、適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては、児童生徒のプライバシー保護に十分配慮する。

②教育委員会への報告

対策委員会は、専門委員と協働し、迅速にいじめの全貌を整理し教育長に提出する。また学校長は、いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方法計画を添えて教育委員会へ報告する。

6 生活指導の年間計画

	生活目標	主な活動・行事	教職員	地域・保護者
通年		・委員会活動(4~6年)	・職員終会での情報交換	・CS委員
4月	あいさつの“わ”で、みんなとつながろう	始業式、入学式 1年生を迎える会	・生活指導計画の確認 ・児童アンケート ・子どもを語る会	・取組の確認 ・春の交通安全 ・ALL妙高あいさつ運動
5月	みんなそろってパワーアップ	運動会 ※いいねカードの交換	・児童アンケート	・運動会
6月	なかよく協力しよう	交流行事 体力テスト プール清掃	・QUアンケート ・教育相談	
7月	しっかり聞いてはつきり返事	教育相談 漢字力・計算力テスト	・子どもを語る会	(夏季休業)
8・9月	相手に届く気持ちのよいあいさつをしよう	始業式 交流行事	・職員研修 (生活指導, 人権教育, 同和教育) ・児童アンケート	(地域安全パトロール) All 妙高あいさつ運動 ・秋の交通安全
10月	みんなの力で学習発表会を成功させよう	合同マラソン大会 学習発表会	・QUアンケート ・教育相談 ・子どもを語る会	・学習発表会
11月	自分や友達のいいところを見つけよう	人権強調週間 絆づくり集会	・児童アンケート	・授業参観 (人権に関わる学習)
12月	う ～わたしもあなたも大切に～	なかよしわくわくタイム ※いいねカードの交換	・人権教育・同和教育の授業参観 ・児童アンケート	
1月	あいさつチャンピオンになろう	スキー課外	・児童アンケート	・スキー課外
2月	寒さに負けないでがんばろう	信越学童スキー大会 雪まつり	・児童アンケート	・雪まつり
3月	1年間をまとめ、ありがとうの気持ちを伝えよう	6年生を送る会 ※ありがとうカードの掲示 卒業式 閉校式典	・子どもを語る会	